様式第2号の2(第6条)

(表面)

|  |
| --- |
| 宇美町重度障がい者医療　　　障医療証（65歳未満：精神障がい者用） |
| 有効期間 | 年　　　　　月　　　　　日から　年　　　　　月　　　　　日まで　 |
| 負担者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 受給者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 受給者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |  |
| 生年月日 | 年　　　　　月　　　　　日　　 |
| 一部自己負担金 |  |
| 発行機関名及び印 |  |
| 交付年月日 | 年　　　　　月　　　　　日　　 |

|  |
| --- |
| 注意事項1　この証は、宇美町の条例により重度障がい者医療費の支給を受けることができることを示す証ですから、大切に保持してください。2　受給者が保険医療機関等において診療を受ける場合は、**医療保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者又は扶養者であることを証する書類等**に添えて、この証を必ず窓口に提出してください。3　受給者の資格がなくなったときや有効期間が経過したときなどには、この証を使用することができませんので、速やかに宇美町に返してください。4　受給者やその保護者の氏名や居住地に変更があったときは、この証を添えて、速やかに宇美町にその旨を届け出てください。5　受給者が加入している医療保険又はその内容などに変更があったときは、速やかに宇美町にその旨を届け出てください。6　この証では、交通費、容器代、入院室料の差額、入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の経費は、公費負担されません。7 加入医療保険の保険者が交付する「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、医療機関の窓口に提示することにより入院の自己負担（日額）を軽減することができます。　※提示忘れの場合は、後日、宇美町での差額の払い戻し申請を行ってください。8　精神病床への入院がある月は、その医療機関で受けた全ての入院の医療費は対象となりません（15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を除く）。　※入院以外の医療費については対象となります。9 他の公費医療の適用がある場合は、この証は使えないことがありますのでご了承ください。（後日、宇美町に払い戻しの申請を行ってください。）10 後期高齢者医療制度に加入された場合は、宇美町へ届出を行い、新たな医療証の交付を受けてください。 |

※この証は県外の保険医療機関等では使用できません。

(裏面)